

## 社会福祉法人認可審査会設置要綱

### (設置)

第1条 社会福祉法人の設立の認可等について、当該法人の適格性及び妥当性を審査するため、社会福祉法人認可審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

### (審査事項)

第2条 審査会が審査する事項は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第32条の規定による社会福祉法人の設立の認可、同法第46条第2項の規定による社会福祉法人の解散の認可又は認定、同法第50条第3項の規定による社会福祉法人の吸収合併の認可及び同法第54条の6第2項の規定による社会福祉法人の新設合併の認可に関することとする。

### (組織)

第3条 審査会は、次条第2項に規定する委員長のほか、別表に掲げる職員を委員として組織する。

### (委員長等)

第4条 審査会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）に基づく事業のみを実施する者又は実施しようとする者に係る審査会については民生局こども育成部長を、それ以外の者に係る審査会については同福祉部長をもって充て、副委員長は、各委員長が指名する委員をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 審査会の会議は、委員長が招集する。

2 審査会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 審査会の庶務は、児童福祉法又は認定こども園法に基づく事業のみを実施する者又は実施しようとする者に係る審査会については民生局こども育成部幼保児童施設課が、それ以外の者に係る審査会については同福祉部指導監査課が行う。

(その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、各委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年12月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 介護保険施設等整備判定委員会設置要綱（平成12年6月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

民生局福祉部	福祉総務課長 指導監査課長 障害福祉課長 生活福祉課長 健康長寿課長 介護保険課長
同健康部	保健所健康づくり課長
同こども育成部	保育課長 幼保児童施設課長
同こども家庭支援センター	こども家庭支援課長 児童相談課長